より総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定により直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一　四百五十万未満

二　四百五十万以上五百万未満

三　五百万以上

5　第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定により直近の報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

6　第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定により直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

7　［略］

8　［略］

様式第15の４（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年　月　日現在

サービスの種類＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契　約　数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	（　）
施行規則第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	（　）
施行規則第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
参　考　事　項	

注１　「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の３第１項第１号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

［２～５　略］

［新設］

［新設］

3　［同上］

4　［同上］

様式第15の４（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年　月　日現在

サービスの種類＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契　約　数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の２第１項第１号イに掲げるもの	（　）
施行規則第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの	（　）
施行規則第59条の２第１項第２号に掲げるもの	
参　考　事　項	

注１　「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

［２～５　同左］